

# 公益社団法人佐賀県トラック協会表彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人佐賀県トラック協会（以下「協会」という。）の運営並びにトラック運送事業及び自動車運送取扱事業の健全な発展に寄与するとともに、当該事業の社会的地位の向上に貢献した者の功績を讃え、表彰することを目的とする

## (表彰者)

第2条 この規程に定める表彰は、協会会長（以下「会長」という。）の名により行う。

## (表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- ① 感謝状
- ② 表彰状

2 表彰には、副賞を付与することができる。

3 感謝状は、次の者に贈呈する。

- ① トラック運送事業及び自動車運送取扱事業の役員
- ② 事業者団体（協会）の役員

4 表彰状は、次の者に贈呈する。

- ① トラック運送事業の運転者及びその他の従業員（以下「トラック運送事業従業員」という。）並びに自動車運送取扱事業の従業員
- ② 事業者団体（協会）の職員

## (被表彰者の選考基準)

第4条 被表彰者は、次の基準により選考するものとする。

- 1 トラック運送事業及び自動車運送取扱事業の役員として15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な者
- 2 事業者団体の役員として10年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な者
- 3 トラック運送事業従業員及び自動車運送取扱事業の従業員で次に掲げる者
  - ① 危難を顧みず職責を遂行し、又は重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者
  - ② 有益な発明、考案、改良又は研究を行い、運送業務に著しい貢献をした者
  - ③ トラック運送事業者従業員として別に定める期間同一事業所に勤務し、成績優秀な者
  - ④ 前各事項の業績に準じ、功績が顕著な者
- 4 事業者団体の職員として、15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与し、その功績が顕著な者

## (被表彰者の推薦)

第5条 被表彰者の推薦をしようとする会員は、毎年3月31日までに、次の書類に順位を付けて会長に申請する。

- 1 功績調書（別添様式第1）
- 2 履歴書
- 3 その他選考の参考となる資料

（被表彰者の選考）

第6条 被表彰者の選考は理事会で行い、毎事業年度当初に開催する総会において表彰する。

（特例）

第7条 第4条第3号ウに掲げる選考基準の期間については、理事会の議決を得て会長が別に定めるものとする。

- 2 第4条に掲げる選考基準のほか、本会の運営、会員の資質向上並びに業界の社会的、経済的地位の向上に寄与したと認められる者（団体を含む）があったときは会員の申出により、前条の規定にかかわらず理事会の承認を得て、これを表彰することができる。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

# 会長表彰基準

(昭和60年7月6日)

1 公益社団法人佐賀県トラック協会表彰規程（以下「規程」という。）第7条の規定による選考基準の期間その他の事項は、次のとおりとする。

(1) 規定第7条第1項関係

- ア 規程第4条第3号ウに係るトラック運送事業に従業員の中、その他の従業員であって20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与しその成績が優秀な者。
- イ 前号に掲げる運転者であって、運転の業務に従事して5年、10年、15年、20年、25年、30年～35年以上無事故であり、かつ、勤務成績が優秀な者。

(2) 規程第7条第2項関係

- ア 規程第4条第2号の事業者団体役員を補佐し、15年以上当該業務に精励し、功績が顕著な者
- イ 事業者団体役員及び職員であって15年以上業務に精励し、辞任・退職するとき。

(3) 期間算定

上記各号の期間は、毎年3月末日をもって算定するものとする。